

第1章

2024年度税制改正のポイント

2024年度税制改正のポイント

2024年度税制改正では、デフレ脱却に向けて物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題とし、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担緩和のための所得税・個人住民税の定額減税や、新たな産業の創出・育成を推進するためのストック・オプション税制の権利行使価額の上限の引上げなどが行われています。また、税制に対する国民の信頼を高めるため、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しとして、子育て支援措置等が講じられています。

1 所得税・住民税の改正

① 所得税・個人住民税の定額減税 [P.23](#) [P.33](#)

2024年分の所得税・2024年度分の個人住民税から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人(居住者)につき、所得税3万円、個人住民税1万円が減税されます。

② 住宅ローン控除の拡充 [P.367](#)

住宅ローン控除について、子育て世帯等が2024年中に入居した場合に借入限度額が増額される等の措置が講じられます。

③ 土地・住宅税制に係る適用期限の延長等 [P.368](#) [P.377](#) [P.379](#)

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等、認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、一部要件の見直しがされた上で適用期限が2年間延長されます。

2 資産課税の改正

① 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限延長 [P.300](#)

法人版事業承継税制(特例措置)における特例承継計画の提出期限が2026年3月末まで2年間延長されます。

② 個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限延長 [P.304](#)

個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限が2026年3月末まで2年間延長されます。

③ 住宅取得等資金贈与の非課税措置、相続時精算課税制度の特例の延長 [P.336](#) [P.349](#)

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せの対象となる省エネ等住宅の要件の厳格化が行われた上で、適用期限が3年間延長されます。

また、特定の贈与者からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例についても適用期限が3年間延長されます。

3 金融・証券税制の改正

①ストック・オプション税制の改正 P.122

適格ストック・オプションに係る、年間の権利行使価額の限度額の引き上げや、一定の場合の株式の保管委託要件の廃止、適用対象となる特定従事者に係る要件の緩和等が行われます。

②特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の見直し P.150

特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲が拡大され、非課税口座・特定口座に係る同一銘柄の上場株式等について生じた株式の分割等により取得した上場株式等についても一部を除き対象となります。

③NISA制度の見直し P.165

受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超えないこと等の要件を満たすことにより特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れることができる上場株式等の範囲に、上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の一定のものが加えられます。